

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

東京都、最低賃金 1,072 円に引き上げ

令和 4 年 8 月 5 日、東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、「東京都最低賃金を 31 円引き上げ **1,041 円(現行)⇒1,072 円に改正**するのが適当である」との答申を行いました。

令和 4 年 10 月 1 日(予定)から東京都最低賃金は 1,072 円に引き上げられます。厚労省審議会答申に基づくと、全国平均 961 円となります。

●最低賃金の適用範囲と算入されない主なもの 適用範囲

常用・臨時・パート・アルバイト等の属性、性別、国籍、年齢の区別なく、すべての労働者に適用されます。また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金が適用されます。

最低賃金に算入されない主なもの

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④賞与等 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

なお、東京近郊の改正状況は以下の通りです。

	R03 年	引上げ幅	R04 年
東京	1,041 円	+31 円	1,072 円
神奈川	1,040 円	+31 円	1,071 円
埼玉	956 円	+31 円	987 円
千葉	953 円	+31 円	984 円

長時間労働が疑われる事業場に対する 監督指導結果が公表されました

令和 4 年 7 月 29 日、厚生労働省は長時間労働が疑われる事業場に対して、令和 3 年度に実施した労働基準監督署による監督指導の実施結果を公表しました。

今回、監督指導が実施された **32,025 事業場**のうち、**23,686 事業場(全体の 74%)**で労働基準法などの法令違反が確認されています。また、**10,986 事業場(全体の約 1/3)**で違法な時間外・休日労働があったとして、**是正勧告書が交付されています。**

●労働基準関連法令違反の状況(是正勧告書交付)

1.監督指導の実施事業場	32,025 事業場
2.労働基準法等の法令違反	23,686 事業場(74.0%)
3.違法な時間外・休日労働 ※1	10,986 事業場(34.3%)
うち 1 ヶ月あたり 80 時間超	4,158 事業場(37.8%)
うち 1 ヶ月あたり 100 時間超	2,643 事業場(24.1%)
うち 1 ヶ月あたり 150 時間超	562 事業場(5.1%)
うち 1 ヶ月あたり 200 時間超	121 事業場(1.1%)
4.賃金不払残業があった	2,652 事業場(8.3%)
5.過重労働による健康障害防止措置が未実施 ※2	6,020 事業場(18.8%)

※1 「違法な時間外・休日労働」時間数は、**時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数。**

※2 「過重労働による健康障害防止措置が未実施」は、**健康診断や衛生委員会、月 80 時間超残業をした社員からの医師による面接指導の申し出の未実施等。**

厚生労働省は、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うとのことです。

仕事中パソコンのネットを私的に見ていた職員、給料返還

兵庫県加古川市は7月27日、勤務時間中に公用パソコンで業務に関係ないインターネットサイトを閲覧し、8年間にわたり給与約476万円を不正受給したとして、上下水道局主査の男性職員(48)を停職6カ月の懲戒処分にしたと発表しました。

男性職員は、2014年4月～2022年3月の間に農林水産課と市街地整備課に所属。

早朝などの時間外勤務中に743回(計1528時間)、勤務時間中に103回(計126時間)、趣味の動画などを見ていたとのこと。

職員は利子を含む約562万円を全額返還しました。(不当利得返還請求権の場合、時効は10年)

今年4月に異動先の所属長が、仕事内容がはっきりしない時間外勤務が多いことを不審に思い、人事課の調べで判明しました。

IT化が進む昨今、私用のメール、ネットサーフィンをしたりする等、勤務時間中であるにもかかわらずパソコンを私的に利用していることが多くあります。今回のケースは期間が2014年4月から今年3月までの8年間と、長期にわたっている点は労務管理上として非常に深刻な問題と思います。

ある程度定期的にパソコンのネット閲覧履歴などをしていくことが重要です。そこで会社としては、アクセスログを管理し、その際には、社員のプライバシー権に留意し経済産業省の「個人情報の保護に関する法律」についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にそって行いましょう。

会社貸与のパソコンのモニタリング自体は「社会通念上相当な範囲」であれば、違法とはなりません、さらに就業規則に記載することも一考と思います。

平均寿命男性 81.47 歳、女性が 87.57 歳

厚労省が2022(令和4)年7月29日発表の「簡易生命表」によると2021(令和3)年の平均寿命は男性81.47歳(前年比-0.09歳)、女性が87.57歳(前年比-0.14歳)になり、男性は-0.09歳、女性は-0.14歳下回り、前年を下回るのは東日本大震災以来になり、新型コロナウイルス流行の影響とみられます。

厚労省は、各年齢の人が平均あと何年生きられるかを示す「平均余命」の見込みを毎年計算しており、0歳の平均余命が平均寿命となります。

	男性	女性
年齢	平均余命(生存年齢)	平均余命(生存年齢)
0歳	81.47歳	87.57歳
20歳	61.81(81.81歳)	67.87(87.87歳)
30歳	52.09(82.09歳)	58.03(88.03歳)
40歳	42.40(82.40歳)	48.24(88.24歳)
45歳	37.62(82.62歳)	43.39(88.39歳)
50歳	32.93(82.93歳)	38.61(88.61歳)
55歳	28.39(83.39歳)	33.91(88.91歳)
60歳	24.02(84.02歳)	29.28(89.28歳)
65歳	19.85(84.85歳)	24.73(89.73歳)
70歳	15.96(85.96歳)	20.31(90.31歳)
75歳	12.42(87.42歳)	16.08(91.08歳)
80歳	9.22(89.22歳)	12.12(92.12歳)

厚労省が情報を把握する50の国・地域の中で日本人の平均寿命は男性が3位、女性が1位になっています。

尚、2020年から地域を除いて国のみとするようにしたため、今まで1位の香港は対象外となりました。

	男性	女性
1位	スイス 81.60歳	日本 87.57歳
2位	ノルウェー 81.59歳	韓国 86.50歳
3位	日本 81.47歳	シンガポール 85.90歳